

## 災害時建設業事業継続力認定の前期申込み開始

近畿地方整備局では、大規模自然災害に対して早期復旧・復興を図るために、建設会社等が、早期に通常業務に復帰するための災害時建設業事業継続力認定に取り組んでおります。申込の受付は年2回行っており、以下のとおり、令和5年度前期における申込の受付を開始します。

### 1. 申込期間

令和5年5月1日(月)～令和5年7月14日(金)

### 2. 認定の対象となる建設会社

建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社

### 3. 申込みの対象となる建設会社

2の条件を満たし、新規で認定を受けようとする建設会社及び令和5年9月30日までが認定期間となっており更新を受けようとする建設会社

※スケジュールについて一部変更がございますので、詳細は別紙をご確認ください。

### 4. 申込方法

各書類一式をPDF形式でメールにて送付【[kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp](mailto:kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp)】

詳しくは近畿地方整備局のホームページをご覧ください。

[https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai\\_tec/kensetubcp/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html)

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ  
神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度 事務局



防災室 室長 岸本 健司 室長補佐 中治 茂

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

課長 辻村 幸弘 課長補佐 高木 悌二

電話番号(直通):06-6942-1575(防災室)

電話番号(直通):078-391-3101(港湾空港防災・危機管理課)

## 近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度について

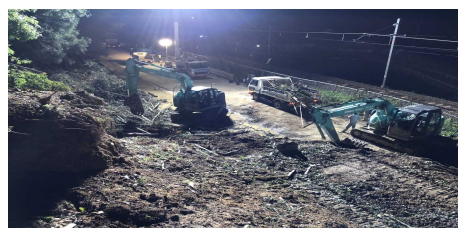
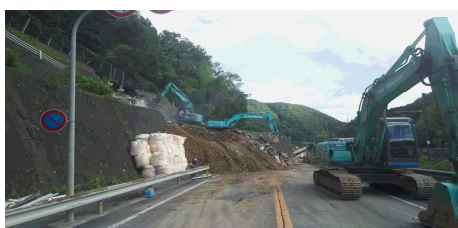
近年、自然災害が頻発化、激甚化する中で、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されています。このような大規模自然災害が発生した場合、近畿地方整備局は、管理施設の応急対策をはじめ、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などインフラ設備の早期復旧、地域復旧に取り組んでいきます。早期復旧にあたっては、現地での復旧活動を実施していただく建設会社が不可欠であり、各建設会社が、災害時の事業継続力を高める体制作りに取り組んでいただくことで、早期復旧が可能となっていきます。

このため、近畿地方整備局では、『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを平成24年度から開始し、現在、「災害時の事業継続力を備えている会社」として725社を認定しております。

認定は年2回実施しており、この度、令和5年度前期の新規及び更新の認定申込みの受付を実施いたします。

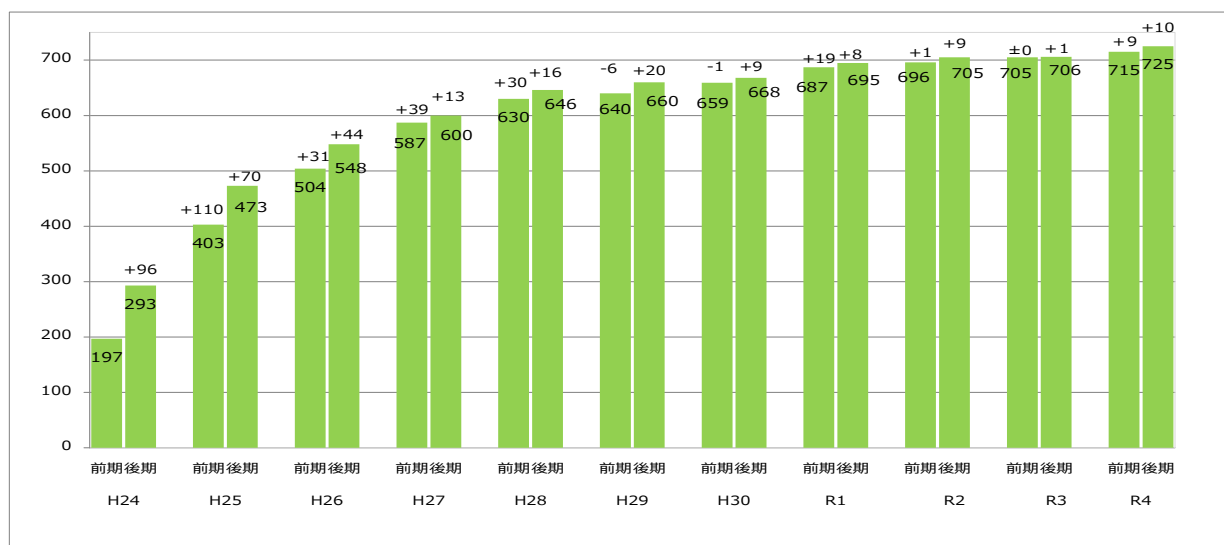
認定を受けられますと、当該建設会社は「災害時の事業継続力を備えている会社」として、信頼性や社会的評価の一層の向上が図られますことから、建設会社等は事業継続計画（BCP）策定に取り組んでいただき、もしもの時に成果が発揮されることを期待しております。

### 建設会社による復旧状況



### 【お知らせ】

- ・平成29年度以降、更新手続きにより再度認定された場合における認定期間は3年となります。
- ・令和3年度前期に新規認定を受けた会社及び令和2年度前期に更新認定を受けた会社は、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。
- ・認定のインセンティブとして、近畿地方整備局が発注する総合評価落札方式（施工能力評価型）による工事の入札契約手続きにおいて加点対象となります。



近畿地方整備局建設業BCP延べ認定者数の推移

# 年間スケジュールの変更、認定証の有効期間について

令和5年4月19日

国土交通省 近畿地方整備局

災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

事務局では、審査作業にかかる時間を長くすることにより、申請者様への確認事項等についても余裕をもって実施できるよう、年間スケジュールの見直しを行いました。令和5年度～令和7年度については、年2回の受付を行います。更新申請者様の認定日を毎年4月1日とします。

なお、9月30日に認定期間をむかえる企業様については、5月～7月中旬の前期分の受付期間に申請いただくことにより、既に認定している期間を3月31日までに延長することとします。

令和8年度からは、更新申請者様は前期に申請を行い、翌年4月1日に認定することとします。新規申請者様は、前期・後期の年二回の受付を従来どおり行います。

年間スケジュールの変更にご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

前期に申し込まれた認定証の有効期間について、当面は以下のとおり取り扱います。

- ・前期に新規申込を行う場合、認定証の有効期間は2年6ヶ月
- ・前期に更新申込を行う場合、認定証の有効期間は3年6ヶ月

また、令和5年度の認定スケジュールについて、前期の申込期間は令和5年5月1日（月）～7月14日（金）、後期の申込期間は10月2日（月）～11月30日（木）とします。



<本件に関する問い合わせ先>

近畿地方整備局 防災室

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

TEL : 06-6942-1141 (代)

今回の対象となるのは、新規申込者およびR5.9.30に認定証の期限を迎える方です。

更新期限がR6.3.31の場合、次回（R5年度後期）の受付となります。